

2008年(平成20年)11月22日 土曜日

裁判員制度の詳細は

Q もうすぐ裁判員制度が始まると聞きましたが、裁判員はどうにして選ばれるのですか？仕事が忙しいなどの理由で辞退することは認められますか？

A 裁判員制度とき、くじを引いて裁判は、刑事裁判に国民から選ばれた裁判員が参加する制度で、平成21年5月21日から実施されます。

裁判員は裁判官と議論して被告人が有罪か

無罪か、有罪の場合にはどのような刑にするかを判断します。

選任する手続きの流れは、まず選挙人名簿からくじで無作為に、1年分の裁判員候補者になる人の名簿が作成されます。



裁判員の辞退は原則として認められませんが、70歳以上の人や、重い疾病がある人、同居の親族の介護・養育をする必要がある人など、一定の条件に該当する場合には辞退が認められています。

仕事を理由として辞退が認められるかどうかですが、①代替性の有無（代わりの人ができるかどうか）②影響の程度（本人がいないことでどの程度の影響ができるか）――考慮して、「自らが処理しなければ事業に著しい損害が生じるおそれ」がある場合には認められます。

裁判員は有権者8900人に1人ほどと試算されています。

次に、事件のたびに候補者名簿から、さらにくじで裁判所に来てもらいう人を選びます。選ばれた人は指定され、裁判員になつた場合、1日上限1万円の日当が支払われ、交通費も支給されます。拘束される時間は1日時に裁判所に行き、5～6時間くらい

(弁護士 松田健太郎)